

青森県報

第二千七百九十四号

平成十九年
六月十八日
(月曜日)

目 次

告 示

二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の期日等……………(市振興町課村) …… 一

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) …… 一

右 同……………(同) …… 二

右 同……………(同) …… 三

右 同……………(同) …… 三

右 同……………(同) …… 五

生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出……………(同) …… 六

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) …… 六

生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………(同) …… 七

生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………(同) …… 八

生活保護法による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の名称変更の届出……………(同) …… 九

生活保護法による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の名称変更の届出……………(同) …… 一〇

職業訓練指導員試験の施行……………(労政発能力課) …… 一〇

出 先 機 関

道路の位置の指定……………

(中
南
地
域)
民
局) …… 二

告 示

示

青森県告示第四百七十一号

二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の平成十九年度第三次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定め、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成十九年六月二十日から同年七月二十日まで		
試験期日	開始時刻	位	試 験 場
		置	
平成十九年七月二十九日(日)	受付後に通知	八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地

青森県告示第四百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	田子町介護老人保健施設 たつこ	所在地	三戸郡田子町大字田子 字前田二の一七	施設の種別	介護老人保健施設	指定期日	平成 一九・四・一
-----	--------------------	-----	-----------------------	-------	----------	------	--------------

青森県告示第四百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指定期日
			名称	所在地	
医療法人なごみ会	上北郡東北町の字上笹橋二三	小規模多機能型居宅介護事業所なごみの家すもも	上北郡東北町の字上笹橋二三	平成 一九・四・一	
医療法人恵仁会	三戸郡田子町大字田子字風張一の八	穴倉医院	三戸郡田子町大字田子字風張一の八	一九・四・一六	
株式会社善世会	弘前市大字五三の五	ヘルパーステーション高館山	弘前市大字五三の五	一九・四・一	
株式会社祐里	上北郡野辺町大字月平三の二三	デイサービスふる里	上北郡野辺町大字月平三の二三	一九・三・三〇	
社会福祉法人音羽会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平六五の四一二	ヘルパーステーション向瀬	弘前市大字向瀬四丁目二の二	一九・四・一	

社会福祉法人弘前愛成園	弘前市大字一の三	小規模多機能型居宅介護事業所	弘前市大字一の三	一九・四・一
社会福祉法人東北赤松福祉会	上北郡東北町字上来ノ下三	小規模多機能型居宅介護事業所	上北郡東北町字上来ノ下三	一九・四・一
社会福祉法人風間浦村社会福祉協議会	下北郡風間浦村大字易国間浦二	通所介護	下北郡風間浦村大字易国間浦二	一九・四・一
社会福祉法人報徳会	黒石市大字赤坂字池田一三	小規模多機能型居宅介護	黒石市大字赤坂字池田一三	一九・四・一
社会福祉法人鰺ヶ沢福祉会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸敷	福祉用具貸与	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸敷	一九・四・一
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田二丁目二の二	訪問介護	弘前市大字田二丁目二の二	一九・四・一六
田子町	三戸郡田子町大字田子字天神堂平八一	短期入所療養介護	三戸郡田子町大字田子字天神堂平八一	一九・四・一
特定非営利活動法人アシス	三戸郡南部町大字下名久井	小規模多機能型居宅介護	三戸郡南部町大字下名久井	一九・四・一
有限会社ウィズユー	八戸市大字尻内町字張田三	訪問介護	八戸市大字尻内町字張田三	一九・三・三六
有限会社かがやき	弘前市大字野田一丁目四の	訪問看護	弘前市大字野田一丁目四の	一九・四・三

青森県告示第四百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所	指定年月日
名称	合同会社オウル	名称	居宅介護支援事業所 業所ふくろのつ	平成 一九・四・二六
主たる事務所の所在地	八戸市大字十日 九市字長根一九の	所在地	八戸市大字十日 九市字長根一九の	
名称	社会福祉法人恵生会	名称	三老居宅介護支援センター	一九・四・一
主たる事務所の所在地	三戸郡南部町大字 平三向字仙ノ木 三一の一	所在地	三戸郡南部町大字 平三向字仙ノ木 三一の一	
名称	社会福祉法人弘前わかば会	名称	おうよう園介護相談センター	一九・三・一
主たる事務所の所在地	弘前市大字城南 五丁目一三の一	所在地	弘前市大字城南 五丁目一三の一	
名称	社団法人弘前市医師会	名称	弘前市医師会居宅介護支援事業所	一九・五・一
主たる事務所の所在地	弘前市大字野田 二丁目七の一	所在地	弘前市大字野田 二丁目七の一	
名称	有限会社新堂企画	名称	ひまわり居宅介護支援事業所	一九・四・一
主たる事務所の所在地	上北郡東北町上 北南四丁目三二 の三八	所在地	上北郡東北町上 北南四丁目三二 の三八	

青森県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	介護予防事業者	名称	介護予防事業所	指定年月日
名称	医療法人なごみ会	名称	小規模多機能型居宅介護事業所なごみの家	平成 一九・四・一
主たる事務所の所在地	上北郡東北町 上北郡東北町 八上笹橋二三 の字	所在地	上北郡東北町 上北郡東北町 三上笹橋二三 の字	
名称	医療法人健仁会	名称	老人保健施設 ナーシングセ ンター シブヤク	一九・四・一
主たる事務所の所在地	上北郡七戸町 一字笹田川久保 一	所在地	上北郡七戸町 一字笹田川久保 一	
名称	株式会社ことまり	名称	株式会社ことまり訪問介護事業所	一九・三・二〇
主たる事務所の所在地	北津軽郡中泊 一鮫貝一泊の 字	所在地	北津軽郡中泊 一鮫貝一泊の 字	
名称	株式会社五所川原ケアセンタ	名称	ケアセンター いこい	一九・四・一
主たる事務所の所在地	五所川原市 一ツ谷五五四 の字	所在地	五所川原市 一ツ谷五五四 の字	
名称	株式会社善世	名称	高齢者グループ の家	一九・四・四
主たる事務所の所在地	弘前市大字五 三三 の字	所在地	弘前市大字五 三三 の字	
名称	株式会社祐里	名称	ヘルパーステ ーション 山	一九・四・一
主たる事務所の所在地	上北郡野辺地 四の二三 の字	所在地	上北郡野辺地 四の二三 の字	

社会福祉法人 新郷村社会福祉協議会	社会福祉法人 弘前愛成園	"	社会福祉法人 五戸町社会福祉協議会	"	社会福祉法人 恵生会	"	"	社会福祉法人 勲功会	社会福祉法人 音羽会	社会福祉法人 みやぎ会
三戸郡新郷村大字下金	弘前市大字豊	"	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上	"	三戸郡南部町大字大向字仙	"	"	五所川原市大字三飯詰の一帯	西津軽郡鰯ヶ沢町大字長平	八戸市大字売の市観音下三
介護予防防	介護型予防防	通所介護防	訪問介護防	短期介護所防	通所介護防	生活型共同防	介護予防防	短期介護所防	"	訪問介護防
新郷村社会福祉協議会	小規模多機能センター	五戸町セイター	倉石ヘルソン	特別養護老人ホーム	三老セイター	グループホーム	祥光苑セイター	祥光苑セイター	ヘルパーステーション	みやぎヘルソン
三戸郡新郷村大字下金	黒石市大字浅	"	三戸郡五戸町大字倉石道前	"	三戸郡南部町大字大向字仙	五所川原市大字三飯詰の一帯	"	五所川原市大字三飯詰の一帯	弘前市大字向	八戸市大字売の市観音下二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一九四一

社会福祉法人 福ヶ沢町社会福祉協議会	"	社会福祉法人 和洋会	"	"	社会福祉法人 北光会	社会福祉法人 報徳会	社会福祉法人 福風浦村社会福祉協議会	社会福祉法人 東北赤松福祉会	"	社会福祉法人 福舎館村社会福祉協議会
西津軽郡舞戸ケ	"	平川市七坊二	"	"	南津軽郡大鰐町九の二	黒石市大字三	下北郡風間浦村大字目一間	上北郡東北町	"	南津軽郡田舎館村大字八反
介護用具防	訪問介護防	通所介護防	訪問介護防	短期介護所防	通所介護防	小規模多機能型居	通所介護防	小規模多機能型居	訪問介護防	通所介護防
福ヶ沢町社会福祉協議会	浦町ホーム	セイター浦町	"	特別養護老人ホーム	あずみ野デイセンター	黒石ケアサポート	風間浦村社会福祉協議会	小規模多機能型居	田舎館村ホーム	田舎館村老人デイサービス
西津軽郡舞戸ケ	"	黒石市浦町一	"	南津軽郡大鰐町九の二	南津軽郡大鰐町五瀬三石の	黒石市大字三	下北郡風間浦村大字目一間	上北郡東北町の町	"	南津軽郡田舎館村大字八反
一九五	"	"	"	"	"	"	"	一九四一	"	一九五

青森県告示第四百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの

社会団法人公済	津軽保健生活協同組合	田子町	"	特定非営利活動法人アシスト	有限会社ウィズユー	有限会社ケアサポートかがやき	有限会社清修
むつ市小川の五丁目一	弘前市大字田二の二	三戸郡田子町大字田子字天	"	三戸郡南部町大字下名久井字青柳四の一	八戸市大字尻内町字張田三五の一	弘前市大字野田一丁目四の一六	つがる市木造有楽町二の一
介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防短期入所療養介護	介護予防通所リハビリテーション	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防認知症対応型共同生活介護
公済会訪問看護やまびこ	津軽保健生活協同組合健康サービス	田子町介護老人保健施設たつこ	"	小規模多機能型居宅介護如来苑	ヘルパースタートライン	有限会社ケアサポートかがやき	グループホームムリんど
むつ市小川の五丁目一	弘前市大字向九瀬の二	三戸郡田子町大字田子字前二の一七	"	三戸郡南部町大字下名久井字青柳四の一	八戸市大字尻内町字張田三五の一	弘前市大字野田一丁目四の一六	つがる市木造有楽町二の一
一九・三・二六	一九・四・二六	一九・四・一	"	一九・四・三	一九・三・二六	一九・四・三	一九・四・二

で、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

地域包括支援センター	介護予防支援事業所	指定年月日
名 称	名 称	所在地
おいらせ町	おいらせ町地域包括支援センター	上北郡おいらせ町下田一五八
つがる市	つがる市地域包括支援センター	つがる市木造若緑六一の一
五戸町	五戸町地域包括支援センター	三戸郡五戸町字古館二一の一
五所川原市	五所川原市地域包括支援センター	五所川原市字幾世森二一八の六
黒石市	黒石市地域包括支援センター	黒石市大字市ノ町一の一
社会福祉法人つがる三和会	西目屋村地域包括支援センター	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三の二
社会福祉法人一葉会	弘前市東部地域包括支援センター	弘前市大字福の八
社会福祉法人弘前愛成園	弘前市第三地域包括支援センター	弘前市大字豊原一丁目一の二
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市第二地域包括支援センター	弘前市大字大の一字中桜川一八の
社会福祉法人桜木会	むつ市地域包括支援センター	むつ市下北町五の四
"	"	"

六戸町	平川市	八戸市	南部町	津軽保健生活協同組合	大鰐町	社会福祉法人 陽会	社会福祉法人 柳町社会福祉協議会	社会福祉法人 陽会	社会福祉法人 協舎村社会福祉協議会	社会福祉法人 青森社会福祉振興団	社会福祉法人 七峰会
上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地六	平川市柏木町藤山二五の六	八戸市内丸一丁目一の一	三戸郡南部町大字吉米地字下宿二二三の一	弘前市大字田町五丁目二の二	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五の三	弘前市大字富田町七九	北津軽郡板柳町大字福野田字実田一一の七	弘前市大字小沢字山崎四四の九	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館二六の一	むつ市十二林一の一の三	弘前市大字下白銀町二一の八
六戸町地域包括支援センター	平川市地域包括支援センター	八戸市地域包括支援センター	南部町地域包括支援センター	弘前市第一地域包括支援センター	大鰐町地域包括支援センター	弘前市西部地域包括支援センター	板柳町地域包括支援センター	弘前市南部地域包括支援センター	田舎館村地域包括支援センター	むつ市地域包括支援センター	弘前市北部地域包括支援センター
上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地六	平川市柏木町藤山一六の一	八戸市内丸一丁目一の一	三戸郡南部町大字平字広場二二	弘前市大字野田二丁目二の一	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五の三	弘前市大字五代字田屋敷二四の一	北津軽郡板柳町大字福野田字実田一一の七	弘前市大字小沢字山崎四四の九	南津軽郡田舎館村大字八反田字古館二六の一	むつ市十二林一の一の三	弘前市大字高杉字尾上山三四六の二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
介護老人保健施設ヴィラ弘前	老人保健施設シルバークラ弘前	名 称
		所 在 地
		施設の種類
		変 更 日

青森県告示第四百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
株式会社チイ学館	株式会社チイ学館	居宅介護事業者
		居宅介護事業者の種類
		居宅介護事業者の名称
		居宅介護事業者の所在地
		変更月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”
”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”
通介訪 所護問 介予 護防	介護 問予 防	介護 問予 防	介護 問予 防	通介訪 所護問 介予 護防	通介訪 所護問 介予 護防	貸福介 与社護 用具予 防	貸福介 与社護 用具予 防	訪問 介予 防	訪問 介予 防	貸福介 与社護 用具予 防	通介訪 所護問 介予 護防
つセニ ンタイ ケア む	アセイ リス ケ	アセイ リス ケ	アセイ リス ケ	沢セニ ンタイ ケア	三アセイ リス ケ	和セニ ンタイ ケア	十アセイ リス ケ	高セニ ンタイ ケア	湊アセイ リス ケ	戸セニ ンタイ ケア	八アセイ リス ケ
四根関 二根つ 字市北 五北大 の関字	むつ 市北大 の関字	の 一長 一 三山 七	上北 せ郡 中お 平い	三三 丁沢 目市 八大 の町	三三 丁沢 目市 八大 の町	ピ三生 ル第和 4一町 F田中二 稲	十和 田中二 稲	溜新八 六井戸 の市大 一 字 六水	八戸市 根城 の	一三八 七丁 目市 四根 の城	八戸市 根城 の
”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”

変更後	変更前	区 分	名 称	主たる 所在地	名 称	所 在 地	変 更 日
株式会社 ニ チイ学 館	株 式 会 社 ニ チイ学 館	特定福祉用具販売事業者	名 称	主たる 所在地	名 称	所 在 地	変 更 日
目九 神田 駿河台 二丁区	東 京 都 千 代 田 区	特定福祉用具販売事業者	名 称	主たる 所在地	名 称	所 在 地	変 更 日
戸セニ ンタイ ケア	八アセイ リス ケ	特定福祉用具販売事業者	名 称	主たる 所在地	名 称	所 在 地	変 更 日
目四の 一七	八 戸 市 根 城 三 丁	特定福祉用具販売事業者	名 称	主たる 所在地	名 称	所 在 地	変 更 日
一九 〇 一	平 成 一 九 〇 一	特定福祉用具販売事業者	名 称	主たる 所在地	名 称	所 在 地	変 更 日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十九年六月十八日

青森県告示第四百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前
医療法人 コサ	”	”	”
弘前市 中央 四 丁	”	”	”
介護 施設 ”	介護 施設 ”	訪問 介護 ”	訪問 介護 ”
弘前市 中央 一 丁	弘前市 中央 一 丁	訪問 介護 ”	訪問 介護 ”
”	”	”	”

青森県告示第四百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
和 田	和 田
セ ン タ ー 十	ア イ リ ス ケ 十 和 田
中 ビ ル 4 F	十 和 田 市 稲 生 町 四 の 二 三 第 一 田
和 田	和 田
セ ン タ ー 十	ア イ リ ス ケ 十 和 田
中 ビ ル 4 F	十 和 田 市 稲 生 町 四 の 二 三 第 一 田
和 田	和 田
セ ン タ ー 十	ア イ リ ス ケ 十 和 田
中 ビ ル 4 F	十 和 田 市 稲 生 町 四 の 二 三 第 一 田

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
和 田	和 田	株 式 会 社 二 チ イ 学 館	株 式 会 社 二 チ イ 学 館	名 称
セ ン タ ー 十	ア イ リ ス ケ 十 和 田	東 京 都 千 代 田 区 神 田 駿 河 台 二 丁 目 九	東 京 都 千 代 田 区 神 田 駿 河 台 二 丁 目 九	主 たる 所 在 地
和 田	和 田	ア イ リ ス ケ 十 和 田	ア イ リ ス ケ 十 和 田	名 称
セ ン タ ー 十	ア イ リ ス ケ 十 和 田	八 戸 市 根 城 三 丁 目 四 の 一 七	八 戸 市 根 城 三 丁 目 四 の 一 七	所 在 地
中 ビ ル 4 F	十 和 田 市 稲 生 町 四 の 二 三 第 一 田	平 成 一 九 ・ 四 ・ 一	平 成 一 九 ・ 四 ・ 一	変 更 日

青森県告示第四百八十三号

平成十九年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成十九年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日	区 分	試 験 職 種	期 日
全 職 種	和 官 ・ 裁 判 科 左 官 ・ 夕 イ ル 科 建 築 管 理 科 配 管 科	和 官 ・ 裁 判 科 左 官 ・ 夕 イ ル 科 建 築 管 理 科 配 管 科	平 成 十 九 年 九 月 九 日 （ 日 ） 午 前 十 時 十 五 分

二 実施場所

青森市大字野尻字今田四三の一

青森高等技術専門学校

三 受験申請書の提出期限

平成十九年七月二日（月）から七月二十七日（金）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、七月二十七日（金）までの消印のあるものは有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ

（電話〇一七・七三四・九四一五）

出 先 機 関

中南地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、中南地域県民局及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月十八日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

黒石市末広六六の三	位 置	一 九 ・ 〇 九 米 ー ト ル	延 長	六 ・ 〇 〇 米 ー ト ル	幅 員	指 定 年 月 日
						平 成 一 九 ・ 五 ・ 一 七

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭